

## 批評と紹介

アブー・ガーズィー著

### ・ チェルケス・マムルーク朝期における農地所有の展開： 国庫の土地売却の研究

#### 五十嵐 大介

中世アラブ世界において、軍事奉仕の見返りとして農村をイクターとして与えるというイクター制は、国家と社会の在り方を規定した重要な制度であり、その制度はマムルーク朝（650-922/1250-1517）において一つの頂点に達した。しかしその後半期にあたる、いわゆるチェルケス・マムルーク朝期（784-922/1382-1517）については、従来よりその政治的・社会的混乱が指摘されてきた一方、社会体制が実際にどのような変化を遂げたのかということについて、その社会の基盤であったイクター制、すなわち土地制度との関係において具体的に踏み込んだ研究はほとんどなされてこなかった。

本書は、研究が立ち遅れていたチェルケス・マムルーク朝期のエジプトの土地制度について、従来ワクフ研究のみに利用されてきた感のあるマムルーク朝期の文書と、マムルーク朝研究にはこれまでほとんど利用されてこなかつたオスマン朝期の文書史料を利用して正面から取り組んだ画期的な研究である。著者は主にカイロの国立公文書館（Dār al-wathā'iq al-qawmiya）とワクフ省に所蔵されるマムルーク朝期の文書（以下「カイロ文書」）<sup>(1)</sup>と、オスマン朝期のリザク台帳（dafātir al-rizaq al-jayshiya, dafātir al-rizaq al-ahbāsiya）<sup>(2)</sup>を史料として用い、この時代に国庫の土地（amlāk bayt al-māl）を個人に売却するという行為が頻繁に見られることに注目した。そしてそれに関する案件・記述を文書史料から丹念に拾い集め、それをもとに25点の豊富な図表・グラフを作成し、本書の議論の基礎としている。なお本書は、著者が1995年にカイロ大学から博士号を得た学位論文「チェルケス・マムルーク朝期の国庫地売却文書の文書学的研究」の中の一部分をもとにして出版されたものである。

本書の目的は、著者が序文で述べているように、中世のエジプトにおいては様々な理由で農地の私的所有が広まらず、國家の所有に帰していたという通説に対して、このチェルケス・マムルーク朝期に頻繁に行われた国庫に属する土地の売却が、農地所有の在り方に変化をもたらしたものであるとして、その現象の発展とその誘因、および結果について考察することである。

以下、本書の概要についてまとめた。

**導入部** まず初めにマムルーク朝期の土地制度についての概要が以下のように述べられる。すなわちマムルーク朝全土の農地は大きく分けて国家に属する土地と国家の手を離れた土地とに分けられる。前者は国家が直接税収を得る土地、すなわち諸ディーワーンに属する土地と、国家から授与され、そこからの収益を獲得するイクターやリザクとして分配される土地とに分けられ、後者には個人の私有地とワクフとがあった。個人の私有地は本来国家から売却されたものであるはずであり、それが財産没収や相続人の欠如によって再び国家の手に戻ることもあった。こうした個人所有の土地は、当時の歴史家の言によれば、ヒジュラ暦9世紀初頭にはわずかしか見られなかつたが、カイロ文書によるとその後状況は大きく変化した。

### 第一章 チェルケス・マムルーク朝期における国庫地売却の発展

カイロ文書の中でチェルケス期の国庫地売却文書は計40点（国立公文書館14点、ワクフ省26点）見られ、これはカイロ文書中の中世の売買文書の11.5%を占める（チェルケス期の売買文書は全体の86.1%を占める）。一方、オスマン朝期のリザク台帳37冊の中には、様々な時代の国庫地売却の記述計617件があり、その内チェルケス期のものは95.79%の591件にのぼる。その内重複などを除くと530件が実数となり、カイロ文書中のものとあわせた計570点が本書で用いる国庫地売却に関する史料である。以上の二つの史料から、国庫地売却はファーティマ朝の頃から存在は確認できるものの、そのほとんどがチェルケス期に集中していることは明らかである。

さて、このようにチェルケス期に集中していた国庫地売却であるが、それをこの時代の27人のスルタンの治世ごと分類すると、スルタン・ガウリー(al-Ashraf Qānsūh al-Ghawri: 在位906-22/1501-16)の治世に行われた国庫地売却が181件と歴代スルタンの治世中最も多く、次いでイーナール(al-Ashraf İnāl: 在位857-65/1453-60)期の112件であった。一方バルクターク(al-Zāhir Barqūq) やシャイフ(al-Mu'ayyad Shaykh)など7人のスルタンの治世ではそれわずか一件ずつしか見られず、他5人のスルタンのもとでは一件も行われていないというように、国庫地売却の実施は各々の治世ごとに大きなばらつきが見られた。

次に、チェルケス期140年間の国庫地売却の年代分布を見てみると、ヒジュラ暦853-872の20年間に全体の40.1%が、903-922の20年間には36.7%が行われており、この現象が中期と末期に特に集中していたことがわかった。一方チェルケス期初期は総じて少なく、最初の11年間は一件も見られないというよう

に、年代にもかなりのばらつきが見られた。

批 第二章 モルセルクス・フリルータ朝期における国庫地支却の玉文化

評 元々国家に属していた土地を売却することは、その合法性が法学者間でも  
と 合意されたものではなかったため、その行為を正当化する必要があった。実  
際の国庫地売却文書では常に、その売却費を「軍事遠征と兵士への支出」に  
紹 介 充てるという文言が述べられている。これに対して著者は、国庫地売却は実  
際には軍事行動と一致して行われているのか、また国庫は土地を売却しなけれ  
五 ばならないほど欠乏していたのか、売却の代価は実際に国庫に入っていたの  
十 かという三点を検証した。

風 まず第一の問題については、切尔克斯期を通じた国内外の軍事行動に関する記述を年代記から抽出し、それを国庫地売却の年代分布と比較すると、軍事行動が頻繁に行われていた年でも国庫地売却がほとんど見られない年がある一方、軍事行動が行われなかった年でも売却が数多く行われている年もあり、両者の間に明確な関連性は見られなかった。

第二にチャルケス・マムルーク朝期の経済的問題と国庫地売却との関連性を見ていく。この時代を通じてみられた銅貨の蔓延と金銀の価格上昇という通貨危機と、小麦などの物価の上昇は、この時代の経済の危機的状況を示すものと捉えられてきた。しかしながら年代記史料をもとに小麦のディルハムでの価格を調べてみると、確かに額面価格では右肩上がりの上昇がチャルケス期を通じて見られるものの、そのディルハムを銅貨に換算して相対的な値段を導き出すと、必ずしも物価は上昇しておらず、むしろチャルケス初期よりも価格は下がっていったということがわかる。この銅貨を基準とした相対的な価格の変動と国庫地売却とを比較した場合、やはり必ずしも経済状況が悪化している時期に国庫地売却が多いというような明確な関連性は見い出せない。例えばマクリーズィーを初めとする当時の歴史家たちが述べている806-7年の飢饉・疫病の時期も国庫地売却件数は微々たるものであった。

第三に国庫地売却によって支払われたはずの代価の行き先について見てみると、しばしばスルタンが購入者に対して、購入の代価を「授与」するという例が散見する。すなわちこの場合、実際には国庫には代価が入っていないということである。史料で確認できる売却金の購入者への授与はチャルケス朝を通じて62件あり、国庫地売却件数の10.68%を占めるが、カイロ文書だけに限定すると29.36%にのぼる。こうした例は903-922年の最後の20年間に全体の75.8%と集中しており、特にスルタン・ガウリーの手によるものが64.5%を占めている。またこうした手法は、オスマン朝のエジプト進軍中に即位したスルタン・トゥーマーンバーグ（al-Ashraf Tūmānbağ）や、その他国

庫収入の欠乏が指摘されている時期においても行われている。このように文書において国庫地の売却を正当化した文言、すなわち軍事遠征費や兵士への支出といった理由は眞の理由ではなく、その背後にはそれ以外に隠された意図があったのであり、それはこうした一連の行為で利益を得た人物は誰かとすることを考察することによって明らかになろう。

### 第三章 チェルケス・マムルーク朝期における国庫地売却の結果

農地は、国庫の最大の税収源であると同時に、アイユーブ朝期から続く國家の基本体制であるイクター制の基礎であることから、国庫地売却はこの時代のエジプト社会の様々な方面に影響を与えた。

まず農地の所有形態と私有権に与えた影響について見ていく。エジプトにおいてはイスラム時代を通じて農地の私的所有はわずかしか見られなかつたが、それはこの時代の国庫地売却によって大きく変化した。文書史料によれば、国庫地より売却された農地は、エジプト・シリアの275の農村を含んでいる。叙述史料にも、ヒジュラ暦9世紀初頭において私有地は多くはなかつたと記述されているものの、オスマン朝による征服の際には様相は大きく変わり、エジプト全土の10キーラート(約41.66%)がワクフとなっていたと述べられている。文書史料においても、国庫地から土地を購入した場合、全体の57.66%がその購入地を直後にワクフとしており、また最終的にワクフとなった土地は全体の実に88.89%にも及んだ。このようにこの時代、多くの農地が国家の所有から個人の私的所有へと移り、さらにその私有地となった土地の大部分がワクフとなるというように、農地の所有形態に大きな変化が生じたのである。

このことが、イクターとしてアミールやマムルークに与える国家の土地を減少させ、イクター制に打撃を与えたことは疑いない。それはひいては政治・社会の各方面に多大な影響を与えた。売却された土地がアミールやマムルークといった従来のイクター保有者の手に入った場合においても、ムクターから私的所有者への変化は、軍事奉仕の代価としてのイクター制に基づいた主従関係を崩壊させ、国家からの独立性をもたらしたであろう。

こうした国庫地から私有地への移行は、従来の社会構造にも大きな影響を与えた。国庫地売却によって土地を手に入れた購入者は、54.2%がスルタン・アミール・マムルークの支配階層であり、20.2%がこうした第一階層から派生した集団、すなわち彼等の子孫である awlād al-nās、および妻や奴隸であった。第三に軍事的な官職からは遠いところにあったアラブ人・エジプト人で、25.6%であった。このように、従来のように国家が土地を獲得するための唯一の供給源でなくなり、売買によって土地が移転するようになったこ

から、この購入によって従来の支配階級とは別の新しい土地所有者層が台頭してきた。第一の支配階層からは締め出されていた awlād al-nās を中心とする第二の階層はエジプト社会に混ざり、土着化して第三の階層と次第に混交し、新しい土地所有者層を形成するという方向に向かったのである。こうした社会における土地所有権の変化の結果として生じた社会関係の変化、すなわち awlād al-nās やエジプト人から成る土地所有者層の出現は、この時代のマムルーク層の弱体化の中で、彼等に代わって危機からの脱出と社会の発展へと進む牽引力と成りえたかもしれない。しかしながら農地の私的所有権が、各地に散在する村々の一部の土地を所有するというように分散していたことから、土地所有者は不在地主となり土地自体を所有するというよりもそこからの収益を所有するという形態に成りがちであり、彼等の社会に対する積極的な影響力はある程度弱められた。またこうした私的所有権は頻繁な財産没収のため安定せず、それを守るためにワクフとしたことも彼等の社会的影響力を制限したのである。その後オスマン朝によるエジプト征服はこうした社会変化を中断させ、エジプトにおける農地の私的所有への移行はその後1858年のサイード法まで延期されることとなる。

その一方、国庫から購入された土地の所有権がその後購入者とは別的人物に移ったか否かを調べてみると、全体の65.3%は購入者もしくはその家族・相続人の手にとどまるか、もしくは彼等の家族ワクフとなっているように、その土地の所有権は（ワクフという形態をとるにせよ）大部分その一族の手にとどまっていた。また、異なった階層間でその土地が移動される場合、その土地を獲得する人物はスルタンとその家族が最も多かった（41.6%）。国庫地購入総数の半分以上がスルタンをはじめとするマムルーク層によって占められていたこととあわせて考えると、国庫地売却による私的所有権は支配階層、特にスルタンのもとに集中していったという方向性は明らかである。

こうした国庫地売却はこの時代の政治的腐敗によって生じた現象の一つといえる。すなわち法学者たちは国庫地の売却を必要性がないのにもかかわらず許可し、スルタン・ガウリーやトゥーマーンバーアイはスルタンとして国庫の土地を別のアミールに売却し、その後にそれを自身のために買い取ることを行った（国庫から購入された土地が購入者と別的人物の手に渡る場合、マムルーク・アミールの手を離れることが最も多かったことは（51.6%）、スルタンがこの手法のために部下を用いたことが主たる理由である）。またスルタンはリザクの保有者にそれを返却させるとともにそれを有力アミールの一人に国庫から購入させ、その後もう一度アミールの手から買い取るという形で本来のリザク保有者がその土地の所有権を手にするという方法もと

られた。このように国庫地売却は、直接にしろ間接にしろその土地を購入した人物（その多くはスルタン）が利益を得る仕組になっており、彼等の願望が売却の直接的な原因となっていたのである。

最後にまとめとして、こうした国庫地売却の隠された最大の原因是、スルタンによる農地の所有願望や自身の支援者への見返り、敵対者の懐柔といったものであり、それはこの時代の最大の特徴である政治的腐敗と結び付いたものであった。

東

洋

学

報

以上が本書の概要である。本書の第一の特徴は、一見してわかるように、文書史料に基づくデータを統計的に用いた図表の豊富さにある。それと同時にその統計を年代記史料とも比較し、国庫地の売却という現象について様々な面から多角的に考察・検証している。従来その重要性・特異性が看過されてきた国庫地の売却という現象に注目し、それが従来の社会構造に多大な影響・変化をもたらしたという点は重要な指摘であり、非常に示唆に富む内容である。

ここで本書の内容についての若干の疑問点に触れておきたい。第一に、軍事費の補填のために国庫地を売却したという文書の文言について、当時の軍事遠征行動の有無や頻度のみを考察してその不一致を指摘しているものの、恒常的な俸給支給については無視している点である。国庫地売却のピークであるチャルケス・マムルーク朝中期や末期は、マムルーク軍団への月給(jāmakiya)の支払いが財政を圧迫しており、しばしばその遅延による暴動が起こるなど、スルタンはその対応に苦慮していた<sup>(3)</sup>。すなわち軍事費の補填としての国庫地売却という論を検証する場合、実際の軍事行動の有無だけではなく、こうした月給支払いと国庫地売却との関連性の有無も併せて考える必要があるのではないか。第二に、マムルーク・アミールへの土地売却についてはあまり深く考察されておらず、「支援者への見返りや懐柔」と、スルタン側からの視点が強調された形で理由づけられている点である。Poliakは、アミールがイクターを一度国庫に返却し、その後自身がそれを私有地として買い戻すという手段を通じて国庫の侵食が進んだとしており<sup>(4)</sup>、国庫地売却をアミールの側からの主体的な私領獲得のための方法という面からも見ていく必要があるのではないだろうか。第三に、国庫の土地の売却の最大の原因をスルタン個人による土地所有の願望に帰しているが、支配者として国庫財産を管理運営することができるスルタンが、この時代に個人として農地を直接所有しようとした理由はいかなるものであろうか。それを単に「政治的腐敗」の一言で片付けるべきではなく、従来のスルタン権力の在り方に何らかの変化があったことに起因するのではないだろうか。また著者が指摘

第八十三卷

四七四

批評紹介  
のように農地の私的所有の拡大によってマムルーク・アミールが国家から  
の相対的自立性を強めたとするならば、それは従来のマムルーク体制のあり  
かたをどのように変えたのであろうか。このように国庫地売却と私的土地位  
有権の伸長が、従来のマムルーク体制の根幹たるイクター制の崩壊と密接に  
結び付いている以上、スルタンの権力構造ひいてはマムルーク支配体制全体  
に生じた変化との関連についてもより深く考察する必要があろう。

批評紹介  
以上のように、特に政治史との関係において今後より研究を深めて行くべき  
五十五風  
点が残されているものの、何よりも、後代に比べ文書史料が限られ、叙述  
史料に頼ることが主流であったマムルーク朝史研究の分野で、オスマン時代  
の文書史料をマムルーク朝研究に利用できることを証明した意義は大きい。  
それによって従来ほとんど検証されていなかったマムルーク朝衰退期における  
土地制度の展開について踏み込むことを可能とした、画期的な研究と言え  
るであろう。

土地制度の変化は政治・経済・社会の在り方とも密接にかかわる問題である。本書で提示された新たな説は今後、後期マムルーク朝史の様々な分野の研究に影響を与え、これまでの歴史像の再検討を迫っていく可能性があろう。

## 註

- (1) オスマン朝による征服以前のイスラム時代のエジプトの文書については、Muhammad Muḥammad Amin, *Fihrist wathā’iq al-Qāhira hattā nihāya ‘asr salāṭin al-mamālik* (249-922h/853-1516). al-Qāhira, 1981. が目録として存在する。
- (2) この史料を用いたオスマン朝期のエジプトに関する研究としては、Muhammad ‘Afifi, *al-Awqāf wal-hayāt al-iqtisādiya fi Miṣr fi al-‘asr al-‘uthmāni*. al-Qāhira, 1991. がある。
- (3) マムルーク軍団への俸給支払いについては David Ayalon, “The System of Payment in Mamluk Military Society”, *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 1, 1958を参照。
- (4) A.N.Poliak, *Feudalism in Egypt, Syria, Palestine, and the Lebanon, 1250-1900*, Philadelphia, 1977., pp.36-7.

‘Imād Badr al-Dīn Abū Ghāzi, *Taṭawwur al-hiyāza al-zirā‘iya zaman al-mamālik al-jarākisa: dirāsa fi bay‘ amlāk bayt al-māl*. al-Haram: ‘Ayn lil-dirāsāt wal-buhūth al-insāniya wal-ijtimā‘iya, 2000., 155p.

サンクト・ペテルブルグ東洋学研究所所蔵  
内陸アジア出土文書のマイクロフィルム公開について

東洋学報

『東洋学報』第79巻第4号（1998年3月）、第83巻第1号（2001年6月）でお知らせしましたように、東洋文庫は1995年度から、ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクト・ペテルブルグ支所と共同して、同支部所蔵の内陸アジア出土文書のマイクロフィルム化事業を進め、2002年1月現在25万コマ収集という当初の計画をほぼ達成することができました。

東洋文庫では、早期の文書公開をめざして、早くから仮目録の作成に着手し、チベット語、コータン語、サンスクリット語文書については、すでに仮目録の作成を完了しております。ウイグル語、漢文文書、アラビア語・ペルシア語・トルコ語写本についても、近い将来に作成を終了する予定です。これらの文書・写本については、2002年4月から公開に踏み切り、他の文書についても、仮目録の作成を待って順次公開していく予定しております。以下にペテルブルグ文書利用の規則と注意を掲げますので、これに則って大いに活用していただき、内陸アジア史研究に新しい一頁が開かれる 것을期待しております。（財団法人東洋文庫 研究部長 佐藤次高）

複写申込者 各位  
(掲載許可申請者)

財団法人 東洋文庫

注意書

ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクト・ペテルブルグ支所が原本を所蔵する敦煌・トルファン関係文献等のマイクロフィルム資料の複写および掲載については、下記のとおり特段の制約がありますので、ご注意下さい。

- The Branch (The Saint-Petersburg Branch of the Institute of Oriental Studies of Russian Academy of Sciences) hands over with the microfilm the rights to copy only for academic research purpose. The rights to produce copies for sale, to produce the facsimile editions, to publish the text of whole work included in one of The MSS mentioned above are reserved by the Branch.  
(原契約の一部)
- The Toyo Bunko has the right of giving the permission to publish up to 3 (three) frames as an illustration to the research work without prior permission of the Branch. In all other cases the researcher have to receive the written agreement of the Branch.  
(同上)

上記のとおり、著書・論文等において、例示図版として掲載できる点数は1回3コマが限度です。これを超えて掲載しようとする場合には、あらかじめ利用者本人が、同所に掲載許可を申請し、許可書（有料見込）を取得する手続きが必要です。

第八十三卷

四七二